

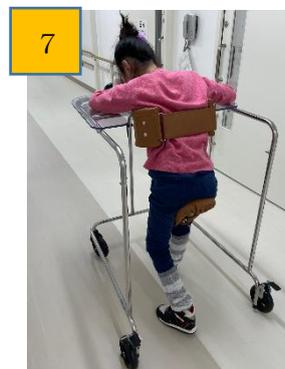
# 歩行器(補装具)等の利用 と工夫について

## 歩行器(補装具)の利用

歩行器は、補装具種目にある用具です。4輪型(腰掛つき)、4輪型(腰掛なし)など7種類の基準額が決められています。4輪型(腰掛なし)の中には、2種類の増額が認められる歩行器基準もあります。その他、特例補装具申請が認められれば、基準を超えた歩行器を給付されることもあります。しかし、その歩行器でなければならない理由が明確でなければ、認められません。今回は、学校にある歩行器について紹介します。



- 1 U型歩行器は、前にもたれたり、前腕で支えたりして使用します。
- 2 高さ調節限界まできたので、ウレタンにカバーをかぶせて、高さアップしました。ウレタンにより、内径が狭くなったので、体側を支えることにもなり、立ち姿がより安定しました。
- 3 ウレタンにカバーをつけた腰掛式ベルトを、スパイダーベルトを使って取り付け使用しました。骨盤の安定性が図れ、脊柱側弯のあるケースにもスムーズな歩行を行う手助けになりました。



- 5 頭部保護帽は、日常補装具用具申請により給付されます。日常生活用具は、医師の意見書は必要ありません。歩行器移動は転倒の危険性があるので、歩行指導の際には、頭部保護帽の使用を勧めています。
- 6 PCウォーカーは、立位が比較的安定しているケースが使用します。後方には、動かない構造になっています。PCウォーカーに骨盤支えをつけることで、歩行動作を安定させられます。
- 7 SRCウォーカーは、サドル・テーブル付き及び胸部支持具などがついているので、座位が不安定なケースの使用もあります。構造上、転倒する危険性は、ほぼありません。

